令和６年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　三沢市長、三沢市立三沢病院事業管理者、三沢市教育委員会、三沢市議会議長、三沢市選挙管理委員会、三沢市農業委員会、三沢市代表監査委員、三沢市消防本部消防長

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８５．２　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８１．４　％
全職員	７０．８　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	８２．９　％
本庁課長相当職	１００．２　％
本庁課長補佐相当職	９９．２　％
本庁係長相当職	９６．３　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９３．５　％
３１～３５年	９５．９　％
２６～３０年	９７．４　％
２１～２５年	９３．７　％
１６～２０年	９０．５　％
１１～１５年	８８．２　％
６～１０年	８８．９　％
１～５年	８０．０　％

【説明欄】

・扶養手当や寒冷地手当について、世帯主である男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 69.1%、寒冷地手当の一人当たりの受給額は 2.07 倍の差がある。
・医療職給料表（一）の適用を受ける職員については給料水準が高く、また、当該職員を占める女性の割合が 23.5%と偏りがあるため、集計対象に当該職員を含む項目では男女の給与の差異が生じている。
・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、短時間勤務の職員やパートタイムの職員等が多く、また、女性が 74.9%を占めているため、全職員の男女の給与の差異が生じている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。